

東日本大震災における当協会会員会社の主な被害状況（除原発事故関係）

○ 会員 99 社より回答、うち 55 社が被災○ 従業員等の人的損害

- ・ 従業員 死亡 2 名／2 社
- ・ 従業員家族 死亡 25 名、行方不明者 18 名／11 社

○ 従業員の家屋の損害

液状化現象による傾斜	6 件 (2 社)	浸水被害	17 件 (5 社)
全壊・流失	79 件 (24 社)	一部損壊	83 件 (9 社)
半壊・1 階浸水	51 件 (16 社)		
		合計	236 件 (35 社)

○ 事務所、社宅、倉庫等不動産の被害

14 社が被害、地震による什器倒壊等の被害のほか、5 社が津波による浸水等の被害、2 社が千葉県で発生した液状化現象による被害を受けた。

○ 船舶の損害

12 社 16 隻が被災、いずれも人的被害なし

- (大船渡港) 一般貨物船が、油により船体汚損
- (釜石港) 一般貨物船が、完全に岸壁に乗揚げ
- (石巻港) ばら積み船が、港内で座礁し、航行不能
- (仙台港) VLCC が被災、自力で港外へ退避、自力航行可
- (原町港) 石炭船が、港内で座礁し、航行不能
- (相馬港) 石炭船 1 隻が港内で座礁、1 隻が港外退避するも、いずれも航行不能
- (小名浜港) 石炭船が被災、自力で港外へ退避するも航行不能
- (常陸那珂港) 石炭船が被災、自力で港外へ退避、自力航行可
- (鹿島港) 鉦石船が、港内で座礁し、航行不能
石炭船が、船体に損傷を受け、航行不能
ケミカルタンカーが、機関室浸水等の損傷を受け、航行不能
VLCC が被災、自力で港外へ退避、自力航行可
ばら積み船が、船体に損傷を受けるも自力航行可
一般貨物船が、船体に損傷を受けるも自力航行可
- (千葉港) 鉦石船が、製油所から漏出したアスファルトにより船体汚損

○ コンテナの損害

主に、仙台港において、海上コンテナ約 1500 本が損失（流失）

○ 営業面での損害

(1) 輸送契約キャンセル／輸送量減少

- ・ 生産設備の損壊による生産停止、または、部品供給の途絶による自動車等の工場の操業停止により輸送貨物減少
- ・ 港湾施設、道路施設等の被災により、港湾への貨物の搬入または他港湾への横持ち困難等により輸送貨物減少
- ・ 自動車船においては多くの滞船発生、完成車輸出が3月で震災前の50%程度、4月はさらに減少する見込み
- ・ 輸出コンテナ貨物が震災前に比べて20～30%減

(2) 沖待ち、他港への回航による損害

- ・ 蒲郡港、水島港等において、津波警報による緊急避難により2日程度の沖待ち発生
- ・ 揚げ地の被災により揚地変更にて対応、航行距離の増加および沖待ち等が発生

(3) コンテナ滞留による損害

- ・ 京浜港で荷揚げしたコンテナの引き取りが遅滞しており、ヤードで受けきれなくなる恐れが出てきた。
- ・ ヤードからの搬出入オペレーションの停滞や本船の遅延などによりコンテナの滞留発生。また、本船の運航遅延に伴い、オンボードコンテナの稼働低下が発生。

(4) その他営業面の損害

- ・ 被災船の事故対応・復旧費用、不稼働による営業損失
- ・ 被災地付近漂流物迂回のための航行距離の増加
- ・ 配船効率の悪化
- ・ 燃料油の高騰
- ・ 当社が管理する船舶が被災し全損処理となったため、管理費収入が減少
- ・ 定期船（RORO船）において被災した各港を別の港湾に振り替えて輸送継続、そのために事務所開設、人員配置、発着地変更の周知等に費用発生